情報通信行政·郵政行政審議会 電気通信事業部会(第103回)議事録

第1 開催日時及び場所

令和2年2月7日(金) 13時58分~14時32分 於・総務省 第1特別会議室(中央合同庁舎第2号館 8階)

第2 出席者

(1)委員(敬称略)

川濱 昇(部会長)、大谷 和子、佐藤 治正、藤井 威生、森 亮二、吉田 裕美子

(以上6名)

(2) 総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村総合通信基盤局電気通信事業部長、 今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、 中村料金サービス課企画官

(3)審議会事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

- ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定 電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基 づく令和2年度の接続料等の改定)について【諮問第3126号】
- イ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一 部改正について【諮問第3127号】

開 会

○川濵部会長 まだ定刻には少し早いようですけれども、皆様お見えのようですので、 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第103回を開催いたします。

本日部会には、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

議題

(1) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定)について【諮問第3126号】

○川濵部会長 まず諮問第3126号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定)について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長 それでは、資料103-1に基づいてご説明させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1ページは諮問書でございます。

概要は、通しページ3ページ以下にパワーポイントでのご説明資料をつけさせていただきましたので、そちらでご説明をさせていただきます。通しページ4ページをご覧ください。右肩のページで1ページとなっているところであります。こちらが申請の概要です。この申請ですが、2月4日にNTT東日本・NTT西日本から申請があったものでございまして、実施予定期日は、認可の後、4月1日から実施ということになっております。この申請の趣旨ですけれども、長期増分費用方式、LRIC方式に基づいて策定した接続料を反映させるために、接続約款の変更を行うものでございます。

この接続料ですけれども、5番をご覧いただければと思います。GC接続、すなわち加入者交換機での接続については、令和2年度では3分で7.47円となっております。また、IC接続、中継交換機での接続での接続料については3分で8.71円ということで、いずれも昨年度、令和元年度の接続料に比べて0.6円ほど上昇しているものでございます。

次の2ページでございますが、こちらはLRIC方式に基づく接続料算定の概要でございます。参考としてつけさせていただいているものであります。

3ページですけれども、昨年度の令和元年度の接続料から第8次LRICモデルを適用しておりますが、この第8次モデルは、(1)にございますように、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの2つのモデルを作っているものであります。この2つのモデルについて、それぞれ接続料の算定が可能なものになっておりますが、実際の適用に当たっては、2番目の丸にございますように、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTNモデルにより接続料を算定するということになっております。この算定結果をもとにして価格圧搾のおそれが生じるような場合などには、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組み合わせへ移行することとなっております。この価格圧搾のおそれがあるかないかについては、3番目の丸にありますように、スタックテストの指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較して、両者の差分が他律的な要因によらずに営業費相当基準額未満となるかどうかにより判断をすることとしております。我々はこれをLRIC検証と呼んでいます。その検証の結果が3ページの下にあるとおりでございまして、NTT東日本・NTT西日本ともに、この差分が営業費相当基準額以上であることから、令和2年度の接続料はPSTN-LRICモデルにより算定をすることとしているものであります。

4ページは、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルでの試算結果をご参 考までにつけさせていただいたものです。

この接続料の算定に当たって、算定根拠となる通信量及び接続料原価について、5ページ以下でご説明をさせていただきます。まず、5ページが通信量側でございます。この通信量につきましては、令和2年度の接続料の算定におきましては、令和元年度の下期と令和2年度の上期の通信量を通年化した予測通信量を算定しまして、これによってサービス別、すなわち(1)の表に書いてありますように、MA内ですとかGC接続、IC接続等のサービス別のトラヒックを予想しているものであります。表でご覧いただ

きますとおりでして、前年の同期と比較しますと、いずれも減少しており、10%以上減少しているところも多いという状況になっております。

このサービス別トラヒックをもとにしまして、GC、ICと機能ごとの設備の利用回数、経由回数を考慮して、機能別のトラヒックを算定します。それが(2)であります。こちらについては、GC、加入者交換機能は、前年と比べて10%以上の減少になっています。また、IC、中継交換機能についても回数、時間とも、全体としては10%未満、7.2%、6.8%の減少となっておりますが、こちら(※)で書いていますように、この中継交換機能については、他事業者間の交換のために中継交換機のみを使うというトラヒックが入っておりまして、GCを経由しないような中継交換機能だけを使うようなトラヒックを除いたトラヒックで比較をしますと、昨年と比べて、やはりGC交換機能と同様に10%ほど減少しているものでございます。

次に、6ページの原価ですけれども、こちらについては、第8次モデルのうちのPSTN-LRICモデルに基づいて算定をしたものでございます。機能ごとに原価を算定しておりますが、いずれも減少傾向になっているのがおわかりいただけようかと思います。ただ、先ほどご覧いただいた通信量の減少幅よりも原価の減少幅が少ないということになっておりますので、最初にご覧いただきましたように、結果としての接続料水準が上昇する結果になっているものでございます。

7ページから9ページで、実際の機能ごとの接続料の水準を示させていただいております。これは機能ごとのものですけれども、7ページの一番下に、最初にご覧いただいた3分ごとのGC接続料、IC接続料を書かせていただいております。GC接続料ですと、機能区分①の3分当たりの接続料ですし、また、IC接続料というのは機能区分の①、③、⑤、⑦、⑧の合計の3分当たりの接続料ということで算出をしているものでございます。

このGC接続料、IC接続料の過去の推移ですけれども、これが10ページにお示しをさせていただいているものであります。2019年から第8次モデルを適用して算定しているのですが、昨年に比べて、最初にご覧いただきましたように約0.6円、3分当たりで上昇をしているということで、水準としては引き続き過去最高水準になっているものでございます。

これらの接続料を改定するための接続約款の改正につきまして審査した結果が、14 ページ、15ページに掲げさせていただいているところでございます。審査基準のうち の関係する審査事項につきまして、いずれも審査結果「適」と考えております。したが いまして、この申請については、申請のとおり認可することが適当と考えているところ でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○川濵部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。 佐藤委員、お願いいたします。

- ○佐藤委員 きちんと理解していないといけないので、確認するための質問をさせてもらいます。1ページを見ると、今回、GC接続料とIC接続料が、伸び率で言うと8.7とか8.2で同じぐらいの割合で増加している。5ページでGCとICのトラヒックを比べると、GCが大きく、2倍ぐらい減少しています。トラヒックではICの倍ぐらいGCが落ちていて、接続料の下げが同じくらいだから、コストではGCがICの倍ぐらい下がっていないといけないという計算になると思うのですが、6ページのコストの伸びは、どう理解したらよいかの確認になります。ICの方はIC接続と伝送路を入れているかと思うので、その点も踏まえて数字ついて、説明頂ければと思います。
- ○大村料金サービス課長 おそらく先生はわかっていて、確認のために聞かれているのだと思いますので、お答えをさせていただいて、違うところがあれば更にご指摘いただければと思います。まず、説明資料の7ページをご覧いただければと思います。GC接続料というのは、機能ごとに区分した場合には、機能区分①加入者交換機能のみを使うことで算定しているものです。それに対してIC接続料というのは、機能区分①、③、⑤、⑦、⑧という、これらの区分全てを合算した上で3分当たりの接続料にしたものとなっております。
- ○佐藤委員 伝送機能の部分が入っているということですね。
- ○大村料金サービス課長 そうですね。IC接続料の中には、GC交換機から伝送路の 部分からというのがもろもろ入っているものであります。

その中で、6ページの上をご覧ください。接続料原価の側ですけれども、ご覧いただきますと、加入者交換機能に係る接続料原価は桁が違うほど大きいものであり、先ほどご覧いただいた中で機能の①が占める割合が非常に大きいということで、1対1の関係ではなくて、加重していくとその影響が大きく出るため、結果としてIC接続料もGC接続料も似たような動きになっているのかと思います。

- ○佐藤委員 割合だけではなくて、加重することでこのような数値になるということで すね。今のような説明で、最終的には同じような割合での増加率になっているというこ とで、理解しました。ありがとうございました。
- ○川濵部会長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、本件は意見招請を経た第一種指定電気通信設備接続料規則等の改正を踏まえた接続約款の変更であること、本接続約款が来年度速やかに適用されることが接続事業者にとって望ましいことから、意見招請は1回とし、期間は2月8日から3月9日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討をいただいた上で、 最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濵部会長 よろしければ、その旨決定することといたします。

イ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について【諮問第3127号】

○川濵部会長 続きまして、諮問第3127号、基礎的電気通信役務の提供に係る交付 金及び負担金算定等規則の一部改正について審議いたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課長 資料103−2に基づいて、ご説明をさせていただきます。 先ほどと同様、1ページ目が諮問書でございます。通しページが打っていなくて申し訳 ないのですが、後半の方に諮問させていただく省令案そのものをつけさせていただいて おりますが、ご説明は、諮問書の次のページから始まるパワーポイントのご説明用の資 料でさせていただきたいと思います。

右肩のページで1ページ目をご覧ください。改正の概要です。今回の算定規則の改正は、LRIC研究会で議論を受けて、先ほどの接続約款の改正でも用いられた第8次L

RICモデルが策定されたことを踏まえまして、令和元年度以降のユニバーサルサービスコストの算定方法について所要の規定の整備を行うものでございます。大きな改正点としては、①番としてLRICモデルの適用方法の見直し、すなわち、第8次モデルはPSTN-LRICモデル、IP-LRICモデル、2つのモデルが策定されておりまして、この両モデルの組み合わせで適用することとなる場合があるということで、その条件、組み合わせ方法などについて規定を追加したものであります。その他、モデルの改定に伴いまして、駐車スペースのコスト配賦方法の見直しなど、原価の算定方法について、モデルの見直しが行われた部分について一部改正を行っているものであります。

施行日は公布の日としているものであります。

次に、2ページをご覧ください。こちらは、これまでの改正に至るまでの経緯であります。まずLRICモデルですけれども、長期増分費用モデル研究会、LRIC研究会でモデルの改定の議論をいただき、平成29年度に第8次モデルを策定いただきました。その後、具体的な接続料の算定についてどのように適用していくのかを情報通信審議会でご議論いただき、その結果を踏まえて、接続料の算定にどのように用いるのかについて、省令改正として、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正を行っております。先ほど接続約款の変更認可の申請がありましたが、接続料については、令和元年度から、この新しいモデルに基づいて接続料の算定が行われているところであります。

それに対しまして、ユニバーサルサービスコストにつきましては、1年遅れで毎回適用をしているものであります。その後、ユニバーサルサービスコストの算定にこのモデルをどのように適用するのかについて、LRIC研究会で一昨年から昨年にかけて検討を引き続き行っていただき、その結果も踏まえまして、今回、算定規則の改正を行わせていただくものであります。

右肩ページ、3ページは、ユニバーサルサービスコストの算定の方法、また4ページは、これまでの番号単価の推移を記載したものであります。

また5ページは、第8次モデル、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデル、 概要がどのようなものなのかを参考として掲げさせていただいたものです。

さらに、右肩6ページでございますが、こちらが接続料算定に第8次モデルをどのように適用するのかを説明させていただいた資料でございます。先ほどご説明させていただきましたように、上の枠の中ですけれども、IP網を前提とした接続料の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルを用いて算定をし、こ

れにより価格圧搾のおそれが生じる場合には、両モデルの組み合わせに移行するという のが接続料の算定の方法であります。赤枠で囲ったところが具体的なイメージです。

7ページをご覧ください。ユニバーサルサービスコストへの第8次モデルの適用についても同様の考え方で、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組み合わせで算定をしていくということにしているものであります。この組み合わせをするのか、また、組み合わせる場合の組み合わせの比率をどうするのかを今回の省令で定めさせていただいているものであります。

その具体的な内容は、8ページをご覧いただければと思います。まず、8ページの (1)ですけれども、この2つのモデルを組み合わせて適用していくこととなる条件につきましては、前年度のLRIC方式に基づいて算定する接続料がPSTNモデル、IPモデルの組み合わせにより算定された場合には、ユニバーサルサービスコストの算定においても、両モデルの組み合わせを適用することとしております。また、組み合わせ方法として、どういう比率で組み合わせていくのか、合算していくのかですけれども、組み合わせの比率というのを、特定比率という言葉を省令上使っているのですが、この特定比率につきましては、やはり前年度の接続料の算定において用いられた比率と同一の比率を適用することとしているものであります。そのほか、IPーLRICモデルについてどのように原価を算定するのかなどを、改正省令の附則で規定をしているところであります。

また(2)ですけれども、PSTN-LRICモデルについて、先ほど最初にご説明させていただきましたように、駐車スペースのコスト配賦の見直しなどについてモデルの改修を行っていますので、こちらにつきましても、そのモデルの改修の内容を、省令として別表を改正しているものでございます。

簡単でございますが、ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○川濵部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。 どうぞ、森委員、お願いいたします。

○森委員 ご説明ありがとうございました。すみません、接続料の方でお尋ねすべきだったと思いますが、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組み合わせで 算定するということですが、今の資料のパワーポイントの6ページ目ですが、価格圧搾のおそれが生じる場合は組み合わせるということですと、PSTN-LRICモデルと

IP-LRICモデルがどの程度指標として機能しているのか。何か本質的には価格圧搾のおそれで決まっていて、例えばマイグレーションの進捗率によってPSTNとIPを組み合わせるというようなことではないわけですので、価格圧搾が生じたことを理由にこの割合を変えていくということだと、何となくこのPSTNとIPの数字が指標として十分に用いられていないような気もするのですが、ちょっと私が勘違いしているかもしれませんが、その点についてご説明をいただければと思います。

- ○大村料金サービス課長 おそらく今回の算定規則もそうですが、価格圧搾のおそれで 組み合わせの方法を判断するというのは、先ほどご説明させていただいた接続料の算定 に係る接続料規則の方のお話であると思います。その上で、どういう考え方で、価格圧 搾のおそれで適用の是非を決めることとしたのかをご説明させていただきます。これは、 現在のPSTN網がIP網に段階的に移行していく過程にある中で、LRIC方式によ る接続料をどのように算定していくのか、先ほどご説明させていただいた中で、情報通 信審議会でご議論をいただいた内容になります。この際に、実網がIP網に移行してい く中で、モデルとしてはその段階でPSTNモデルを使っていたわけですが、PSTN モデルから瞬時にIPモデルに移行させることも検討の過程ではあったようです。ただ、 そのようなことは妥当ではなく、現実的な方法としては、既存のPSTNモデルの改良 モデルである第8次モデルの中のPSTN-LRICモデルを用いて、まずは算定をし、 移行の過程にありますので、実際の網における費用構造と若干異なるところも出てくる ということがあったのだと思いますけれども、価格圧搾のおそれが生じるようなことに よって実際とのずれが看過できないような状況になるのであれば、より効率的な移行先 のIP網を前提としたIP-LRICモデルで算定していく、そういう方法に段階的に 移行していこうとしたものであります。いずれにしましても移行期の特例的な計算の方 法ということで、実網の状況とぴったり合わせて計算をするというよりは、一定の仮定 を置いて、不具合が大きくならない範囲で算定をしようとしたものだと考えています。
- ○森委員 ありがとうございました。価格圧搾のおそれというのが出てくるので、ちょっとあれっと思ってしまうのですが、逆に言うと、価格圧搾のおそれから、PSTNから IPへの移行の進捗率を、ある種フィクションかもしれませんけれども、計算しているというか、仮定しているというか、そういう考え方になるのでしょうか。
- ○大村料金サービス課長 基本的に、あくまでもこの算定というのはモデルで計算する ものになっていますので、実網の進捗率とぴったり合わせることを狙っているものでは

ありません。その上で、効率的な網構成、ネットワーク構成が何であるのかが、現在、移行の段階ではいろいろなことが考えられるということで、そこについて一定の割合で組み合わせることによって、それが現状の移行期において最適な構成であるということを、おっしゃるとおり、ある程度フィクションになるわけですけれども、作っているものだと考えています。

- ○森委員 ありがとうございました。
- ○佐藤委員 私も多少関わっていたので、競争を機能させるという視点で説明しますと、 PSTNというネットワークと、その接続料がありますと。それから、IP化が進んでいるので、IP網への接続の移行があり、競争はIP網に移っています。そういう意味では、放っておくとPSTNのお客がどんどんIPに移ってきますから、PSTNの接続料はその分どんどん高くなってしまい、他方で音声のユーザー料金は下がる傾向にあるので、価格圧搾の可能性が高くなり、PSTNの接続料で競合する競争事業者が、競争上、価格圧搾ということで、競争がしにくい状況が生まれてくるということになります。では、IPのモデルも作ったのだから、それに移行したらよいのではないかとしたとき、まだ移行の途中だから、急にIPに移行するのもまだ早いのではないかという議論がありました。いつの時点でIPモデルに移行するかの判断において、価格圧搾を一つの基準として、競争相手が価格圧搾で競争できないほどにPSTN接続料の値上げがユーザー料金にが近づいてしまった段階で徐々にIPに移っていくことで競争が機能するような形の移行を考えまようという議論を経て、段階的な移行という考えになりました。
- ○森委員 ありがとうございました。
- ○川濵部会長 どうもありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。大谷委員、お願いします。
- ○大谷委員 ありがとうございます。今のご質問があったついでにお聞きできればと思うのですが、第8次モデルの適用というのが来年までということになりますから、その次の第9次モデルというのは2022年以降ということで、その場合でも実際に、モデルではなく、現実としてPSTNがまだ残っているという状態でありながらIPへの移行も同時に進んでいるということで、おそらく9次モデルというのは、両方をまた作って、その比率をまた決めて、同じようなやり方で行くのが有力なやり方なのか、それとも、第9次モデルとしては、どちらかというとIPモデルを中心として、実際にPST

Nが使われている、しょせんモデルということではありますが、その程度というのを勘 案しながら作っていくことになるのか。まだ本格的な議論の方向性は見えていないかも しれないが、わかっている範囲で教えていただけることがあれば伺っておきたいです。

○大村料金サービス課長 ご説明資料の右肩2ページをご覧ください。スケジュール、 経緯ですけれども、こちらが今回の改正に至るまでの経緯を並べさせていただいた資料 です。下の絵にありますように、最初にLRICモデル研究会を行い、その後、情報通 信審議会でご議論いただく。また、ユニバーサルサービスコスト算定については、その 後、さらにLRICモデル研究会を開くという形で、今に至っているということであり ます。

ご質問の次期モデル、第9次モデルになるわけですけれども、そのモデルについてどうするのか、また、その適用についてどうするのかについては、まさに今、これと同じ進め方になると思いますが、この中の1番最初のLRICモデル研究会での第9次モデルの検討を現在進行形で行っているところでございます。その中で今後、議論がされていくものと考えていますので、現時点で方向性が定まっていたり、見えていたりというものではなくて、これからの議論でそのあたりも詰めていくことになろうかと思います。

○川濵部会長 その他ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は2月8日から3月9日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ○川濵部会長 よろしければ、その旨決定することといたします。
- ○川濵部会長 以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 次回の電気通信事業部会につきましては、別途 委員の皆様にご連絡を差し上げます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○川濵部会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございまし

た。

閉 会